

- preface -

まえがき

過去問を掲載！

資格試験では過去に出題された論点が繰り返し出題されることが多く、また、過去問を分析することでどのような勉強が必要なのかが見えてきますので、過去問は重要です。

本書は、記述式問題や多肢選択式問題が出題されるようになった2006年度から、2022年度の本試験問題を掲載しています。

オリジナル問題を掲載！

行政書士試験は、試験制度が2000年度、2006年度に大きく変わっています。そして、2006年度から現在の40字程度で記述する形式の記述式問題が出題されるようになりました。よって、過去問の数は多くないため、過去問だけではトレーニングが不足してしまいます。

本書は、オリジナル問題を掲載して最新の試験傾向に対応するとともに、問題数不足を補っています。

Subject. 1 | 本書の表記

01 問題の種類が一目でわかる！

2017 問題45

AはBに対して100万円の売買代金債権を有していたが、同債権について、A・B間で譲渡禁止特約が付されていた。しかし、Aは

2017 問題45

………… 2017年度問題45で出題された行政書士過去問を意味します。

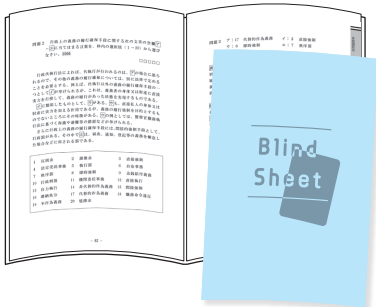
02 正誤チェック欄で自分の弱点を確認！

□の欄に、正解ができれば「○」、できなかったら「×」をつけてください。

記入例：☒☒☒□□

×が多い問題が弱点です。時間が足りないときは、弱点の問題を優先的に解きましょう。

03 ブラインドシートで繰り返し解く！



正解が見えてしまうのが気になる方のために巻末にブラインドシートがついていますので、シートで正解を隠して問題を解くことができます。

Subject.2 | 多肢選択式の解法

手順

1

解答できる空欄から選ぶ

空欄は、アからエまでの4つあり、受験生であれば必ず知っておかなければならない知識があれば**確実に解答できる空欄**があります。まずはその空欄から解答するべきであり、必ずしもアから順に解答する必要はありません。

問題1 憲法81条の定める違憲審査制の性格に関する次の文章の空欄ア～エに当てはまる言葉を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。2006

□□□□□

手順

2

不必要な選択肢を排除する

20の選択肢のなかでも解答するうえで不必要なものは、**×**などの印をつけ、**排除**します。排除する過程のなかで、20の選択肢をすべて見ることになるので、読み落としてしまうミスを防げます。

× 治安維持法	× 独立的	× 直接的
× ドイツ	5 抽象的	× 一時的
7 客観的	8 フランス	× 付随的
10 オーストリア	× 間接的	12 アメリカ

手順

3

残った選択肢を比較、検討する

解答できていない空欄に対して、残った選択肢のなかから比較して、より適切な選択肢に絞り込んでいきます。意味のほかに文脈からも検討することがポイントになります。

Subject.3 | 記述式の解法

次のような問題が出題されています。

- ① 用語の定義を問う問題
- ② あるケースにおいて可能な法的主張・請求内容を問う問題
- ③ ある法的主張・請求をするための要件を問う問題
- ④ 提起すべき訴訟の種類を問う問題
- ⑤ 裁判所が行う判決の種類とその理由を問う問題
- ⑥ 条文・判例等の空欄を埋める問題
- ⑦ 複数の制度・単語を挙げさせる問題

POINT

1

キーワードを見つけ出す

配点の対象となるキーワードを見つけ出すこと=何を書かなければならないかを問題文から把握すること=条文・判例等のポイントを理解していることが重要です。この点では、択一式も記述式も学習方法は同じです。ただし、選択肢の○×を判断するだけの場合と比較して、より正確に内容を覚えておく必要があります。

POINT

2

字数制限内で日本語として適切な文章を書く

① 40字程度にまとめること(解答用紙のマスは45字まで。なお、字数には、句読点も含むとされています)、②適切な漢字を使用し誤字等に気をつけること、③日本語として正しい文章であることが必要です。①については、本試験の問題文には下書き用のマスがついているので、下書きをすること、②については、実際に書く練習をすること、③については、理解していない言葉を無理に使用しない(ただし、重要なキーワードは書かなければならない)ことを心がけてください。

例題 1 2006年 問題44

問題

保健所長がした食品衛生法に基づく飲食店の営業許可について、近隣の飲食店営業者が営業上の利益を害されるとして取消訴訟を提起した場合、裁判所は、どのような理由で、どのような判決をすることとなるか。40字程度で記述しなさい。

正解例

原告は、法律上の利益を有せず、原告適格を欠くという理由で、却下の判決をする。(38字)

手順

1

キーワードを見つけ出す

まず、設問文に「どのような理由で、どのような判決を」とあるので、キーワードが「理由」「判決」であることがわかります。

行政事件訴訟法9条1項は、「取消訴訟は、当該処分又は裁決の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる」と規定しています。この「原告適格」を欠く場合は、却下判決が行われます。原告適格については、重要判例も多く、択一式の過去問においてもこれらの判例を問う問題が出題されていますので、受験生であれば、必ず知っていなければならない重要論点の一つです。

普段の学習で、この論点に関する条文・判例のポイントを理解していれば、何を書かなければならないかを問題文から把握し、「法律上の利益を有しないという理由で」又は「原告適格を欠くという理由で」というキーワード、「却下判決」というキーワードを見つけ出すことができるはずです。

手順

2 字数内で日本語として適切な文章を書く

キーワードである「法律上の利益」「原告適格」「却下判決」は、適切な漢字で書く必要があります。文章としては、設問文どおりに、「～という理由で、～判決をする」としてください。ただし、必ず下書きをして、字数や表現を調整してから、解答を書くようにしましょう。

ポイント

裁判所が行う判決の種類とその理由を問う本問は、問われる角度が異なっているだけで、ポイントは択一式と同じです。つまり、条文・判例を正確に理解することです。

例題 2 2015年 問題45

問題

権原の性質上、占有者に所有の意思のない他主占有が、自主占有に変わる場合として2つの場合がある。民法の規定によると、ひとつは、他主占有者が自己に占有させた者に対して所有の意思があることを表示した場合である。もうひとつはどのような場合か、40字程度で記述しなさい。

正解例

他主占有者が新たな権原によりさらに所有の意思をもって占有を始める場合（34字）

他主占有者が新たな権原によりさらに所有の意思をもって占有を始める場合に自主占有に変わる。（44字）

手順

1

キーワードを見つけ出す

まず、設問文に「どのような場合」とあるので、キーワードが「場合」であることがわかります。

民法185条は「権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。」と規定しており、このうち前段部分は問題文に示されています。よって、残りの一方を記述すればよいことになります。

普段の学習で、この論点について条文のポイントを理解していれば、どのようなキーワードを書かなければならないかを問題文から把握しては可能です。

手順

2 字数内で日本語として適切な文章を書く

キーワードである「新たな権原」「所有の意思」等は、適切な漢字で書く必要があります。文章としては、キーワードをつなげて文章をつくってください。ただし、条文どおりだと字数オーバーになる場合があります。必ず下書きをして、字数や表現を調整してから、解答を書くようにしてください。

ポイント

ある法的効果が生じる場合(要件)を問う問題は、今後も出題される可能性が高いです。また、ある法的主張や請求をするための要件を問う問題も頻出です。条文・判例等で明確になっている要件等は、正確に覚えておく必要があります。

主要参考文献一覧

- 内田貴『民法Ⅰ〔第4版 2008年〕・Ⅱ〔第3版 2011年〕・Ⅲ〔第3版 2005年〕・Ⅳ〔補訂版 2004年〕』（東京大学出版会）
- 近江幸治『民法講義Ⅰ〔2012年〕・Ⅱ〔第6版 2008年〕・Ⅲ〔第3版 2006年〕・Ⅳ〔第2版補訂 2007年〕・Ⅴ〔第3版補訂 2009年〕・Ⅵ〔第3版 2006年〕・Ⅶ〔第2版 2007年〕』（成文堂）
- 大村敦志『基本民法Ⅰ〔第3版 2007年〕・Ⅱ〔第2版 2005年〕・Ⅲ〔第3版 2005年〕』（有斐閣）
- 川井健『民法概論①〔第4版 2008年〕・②〔第2版 2005年〕・③〔第2版補訂版 2009年〕・④〔補訂版 2010年〕・⑤〔2007年〕』（有斐閣）
- 山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法Ⅰ－総則〔第3版補訂〕』（2007年 有斐閣）
- 淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ－物権〔第3版補訂〕』（2010年 有斐閣）
- 野村豊弘・栗田哲男・池田真朗・永田眞三郎『民法Ⅲ－債権総論〔第3版補訂〕』（2012年 有斐閣）
- 藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法Ⅳ－債権各論〔第3版補訂〕』（2009年 有斐閣）
- 佐藤義彦・伊藤昌司・右近健男『民法Ⅴ－親族・相続〔第4版〕』（2012年 有斐閣）
- 潮見佳男『入門民法（全）』（2007年 有斐閣）
- 四宮和夫・能見善久『法律学講座双書 民法総則〔第7版〕』（2005年 弘文堂）
- 佐久間毅・石田剛・山下純司・原田昌和『リーガルクエスト 民法Ⅰ 総則』（2010年 有斐閣）
- 佐久間毅『民法の基礎Ⅰ－総則〔第3版〕』（2008年 有斐閣）
- 佐久間毅『民法の基礎Ⅱ－物権』（2006年 有斐閣）
- 安永正昭『講義 物権・担保物権法』（2009年 有斐閣）

- 道垣内弘人『現代民法Ⅲ 担保物権法〔第3版〕』（2008年 有斐閣）
- 潮見佳男『プラクティス民法 債権総論〔第3版〕』（2007年 信山社）
- 中田裕康『債権総論〔第3版〕』（2013年 岩波書店）
- 二宮周平『新法学ライブラリ9 家族法〔第3版〕』（2009年 新世社）
- 岡口基一『要件事実マニュアル 第1巻 総論・民法1〔第3版〕』（2010年 ぎょうせい）
- 岡口基一『要件事実マニュアル 第2巻 民法2〔第3版〕』（2010年 ぎょうせい）
- 岡口基一『要件事実マニュアル 第5巻 家事事件・人事訴訟・DV〔第4版〕』（2013年 ぎょうせい）
- 遠藤浩・良永和隆編『基本法コンメンタール 民法総則〔第6版〕』（2012年 日本評論社）
- 遠藤浩・鎌田薫編『基本法コンメンタール 物権〔第5版新条文対照補訂版〕』（2005年 日本評論社）
- 遠藤浩編『基本法コンメンタール 債権総論〔第4版新条文対照補訂版〕』（2005年 日本評論社）
- 遠藤浩編『基本法コンメンタール 債権各論Ⅰ 契約〔第4版新条文対照補訂版〕』（2005年 日本評論社）
- 遠藤浩編『基本法コンメンタール 債権各論Ⅱ 事務管理・不当利得・不法行為 製造物責任法〔第4版新条文対照補訂版〕』（2005年 日本評論社）
- 島津一郎・松川正毅編『基本法コンメンタール 親族〔第4版〕』（2001年 日本評論社）
- 島津一郎・松川正毅編『基本法コンメンタール 相続〔第4版〕』（2002年 日本評論社）
- 中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『別冊ジュリスト 民法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（2009年 有斐閣）
- 星野英一・平井宜雄・能見善久編『別冊ジュリスト 民法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版新法対応補正版〕』（2005年 有斐閣）
- 水野紀子・大村敦志・窪田充見編『別冊ジュリスト 家族法判例

百選〔第7版〕』（2008年 有斐閣）
久貴忠彦・米倉明・水野紀子編『別冊ジュリスト 家族法判例百選
〔第6版〕』（2002年 有斐閣）
『ジュリスト4月臨時増刊 重要判例解説』（1991～2013年 有斐閣）
大村敦志・道垣内弘人編『民法（債権法）改正のポイント』（2017
年 有斐閣）
野村豊弘・栗田哲男・池田真朗・永田眞三郎・野澤正充『民法Ⅲ－
債権総論〔第4版〕』（2018年 有斐閣Sシリーズ）
藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法Ⅳ－債権各論〔第
4版〕』
（2019年 有斐閣Sシリーズ）
潮見佳男『プラクティス民法 債権総論〔第5版〕』（2018年 信山
社）
四宮和夫・能見善久『法律学講座双書 民法総則〔第9版〕』（2018
年 弘文堂）
後藤卷則『契約法講義〔第4版〕』（2017年 弘文堂）
中田裕康『契約法』（2017年 有斐閣）
潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（2017年 金融財政事情
研究会）
平野裕之『債権各論Ⅰ 契約法』（2018年 日本評論社）
筒井建夫・村松秀樹編『一問一答 民法（債権関係）改正』（2018
年 商事法務）
堂園幹一郎・野口宣大編『一問一答 新しい相続法』（2019年 商事
法務）
潮見佳男『詳解相続法』（2018年 弘文堂）
松岡久和・松本恒雄・鹿野菜穂子・中井康之編『改正債権法コンメ
ンタール』（2020年 法律文化社）

塩野宏著『行政法Ⅰ〔第6版〕行政法総論』（2015年、有斐閣）
塩野宏著『行政法Ⅱ〔第5版〕行政救済法』（2010年、有斐閣）
塩野宏著『行政法Ⅲ〔第4版〕行政組織法』（2012年、有斐閣）
宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第6版〕』（2017年、有斐閣）
宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第6版〕』（2018年、有斐閣）
宇賀克也『行政法概説Ⅲ 行政組織法／公務員法／公物法〔第4版〕』（2015年、有斐閣）
宇賀克也『地方自治法概説〔第6版〕』（2015年、有斐閣）
櫻井敬子・橋本博之『行政法〔第5版〕』（2016年、弘文堂）
原田尚彦〔著〕『行政法要論〔全訂第7版補訂版〕』（2011年、学陽書房）
〔編集〕IAM＝行政管理研究センター『逐条解説 行政手続法 27年改訂版』（2015年、ぎょうせい）
橋本博之『行政判例ノート〔第3版〕』（2013年、弘文堂）
神橋一彦『行政救済法』（2012年、信山社）
室井力・芝池義一・浜川清編著『コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法〔第2版〕』（2008年、日本評論社）
室井力・芝池義一・浜川清編著『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法〔第2版〕』（2006年、日本評論社）
村上順・白藤博行・人見剛編『別冊法学セミナー 新基本法コンメンタール 地方自治法』（2011年、日本評論社）
宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『別冊Jurist 行政判例百選Ⅰ〔第6版〕』（2012年、有斐閣）
宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『別冊Jurist 行政判例百選Ⅱ〔第6版〕』（2012年、有斐閣）
磯部力・小幡純子・斎藤誠編『別冊Jurist 地方自治判例百選〔第4版〕』（2013年、有斐閣）
橋本博之・青木丈・植山克郎著『新しい行政不服審査制度』（2015年、弘文堂）
宇賀克也著『解説 行政不服審査法関連三法』（2015年、弘文堂）
行政不服審査制度研究会【編集】『ポイント解説 新行政不服審査制度』（2014年、ぎょうせい）

『Jurist臨時増刊	平成23年度重要判例解説』(2012年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	平成24年度重要判例解説』(2013年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	平成25年度重要判例解説』(2014年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	平成26年度重要判例解説』(2015年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	平成27年度重要判例解説』(2016年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	平成28年度重要判例解説』(2017年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	平成29年度重要判例解説』(2018年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	平成30年度重要判例解説』(2019年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	令和元年度重要判例解説』(2020年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	令和2年度重要判例解説』(2021年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	令和3年度重要判例解説』(2022年、有斐閣)
『Jurist臨時増刊	令和4年度重要判例解説』(2023年、有斐閣)

問題1 憲法81条の定める違憲審査制の性格に関する次の文章の空欄ア～エに当てはまる言葉を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。2006

□□□□□

違憲審査制の性格に関する最高裁判所のリーディングケースとされるのは、1952年のいわゆるア違憲訴訟判決である。ここで最高裁は次のように判示し、アの憲法違反を主張する原告の訴えを却下した。「わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためにはイな争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所はイな争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関しウな判断を下すごとき権限を行い得るものではない。けだし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異るところはないのである（憲法七六条一項参照）。……要するにわが現行の制度の下においては、特定の者のイな法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかようなイ事件を離れてウに法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない」。かような性格の違憲審査制を通例は付随的違憲審査制と呼び、これを採用している最も代表的な国としてはエを挙げることができる。

1 治安維持法	2 独立的	3 直接的
4 ドイツ	5 抽象的	6 一時的
7 客観的	8 フランス	9 付随的
10 オーストリア	11 間接的	12 アメリカ
13 政治的	14 不敬罪	15 警察予備隊
16 具体的	17 終局的	18 主観的
19 農地改革	20 イギリス	

問題1 ア：15 警察予備隊 イ：16 具体的
ウ：5 抽象的 エ：12 アメリカ

違憲審査制の性格に関する最高裁判所のリーディングケースとされるのは、1952年のいわゆる「ア：警察予備隊」違憲訴訟判決である。ここで最高裁は次のように判示し、「ア：警察予備隊」の憲法違反を主張する原告の訴えを却下した。「わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには「イ：具体的」な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は「イ：具体的」な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し「ウ：抽象的」な判断を下すごとき権限を行い得るものではない。ただし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異るところはないのである（憲法七六条一項参照）。……要するにわが現行の制度の下においては、特定の者の「イ：具体的」な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかような「イ：具体的」事件を離れて「ウ：抽象的」に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない」。かような性格の違憲審査制を通例は付随的違憲審査制と呼び、これを採用している最も代表的な国としては「エ：アメリカ」を挙げることができる。

問題2 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。2007

□□□□□

「公職選挙法の制定又はその改正により具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票の有するアに不平等が存し、あるいはその後のイの異動により右のような不平等が生じ、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんじやくしてもなお、一般にウ性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会のウ的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないものというべきである。

もつとも、制定又は改正の当時合憲であつた議員定数配分規定の下における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数又はイ（この両者はおおむね比例するものとみて妨げない。）の較差がその後のイの異動によつて拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つた場合には、そのことによつて直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求されるウ的エ内の是正が行われなとき初めて右規定が憲法に違反するものというべきである。」

（最大判昭和60年7月17日民集39巻5号1100頁以下）

1	羈束	2	数量	3	地域	4	人事
5	権力	6	価値	7	人工	8	結果
9	票決	10	厳格	11	期間	12	効果
13	機関	14	圍繞	15	合理	16	関連
17	人口	18	明確	19	要件	20	秩序

問題 2 ア：6 価値 イ：17 人口
 ウ：15 合理 エ：11 期間

「公職選挙法の制定又はその改正により具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票の有するア：価値に不平等が存し、あるいはその後のイ：人口の異動により右のような不平等が生じ、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんじやくしてもなお、一般にウ：合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会のウ：合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないものというべきである。

もつとも、制定又は改正の当時合憲であつた議員定数配分規定の下における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数又はイ：人口（この両者はおおむね比例するものとみて妨げない。）の較差がその後のイ：人口の異動によつて拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つた場合には、そのことによつて直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求されるウ：合理的エ：期間内の是正が行われないとき初めて右規定が憲法に違反するものというべきである。」

（最大判昭和60年7月17日民集39巻5号1100頁以下）

問題1 次の文章の空欄ア～エに当てはまる言葉を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。2006

□□□□□

地方財政の適正を確保するために地方自治法242条の2が規定する住民訴訟は、行政事件訴訟法2条の規定する基本的な訴訟類型のうちのア訴訟の一例である。このような原告の権利利益の保護を目的としない訴訟は、一般に、イ訴訟と呼ばれるが、こうした訴訟は、法律が特別に認めている場合に限って提起できることとなる。ちなみに、行政事件訴訟法45条の規定するウ訴訟は、同法2条の規定する訴訟類型のいずれにも属しない訴訟であるから、行政事件訴訟ではないが、行政処分の効力を前提問題として争うエ訴訟である。

- | | | | |
|---------|--------|-------------|---------|
| 1 民事 | 2 納税者 | 3 有権者 | 4 刑事 |
| 5 客観 | 6 民衆 | 7 給付 | 8 抗告 |
| 9 無効等確認 | 10 取消 | 11 義務付け | 12 形成 |
| 13 確認 | 14 機関 | 15 差止め | 16 無名抗告 |
| 17 争点 | 18 当事者 | 19 不作為の違法確認 | 20 主観 |

問題1 ア：6 民衆 イ：5 客観 ウ：17 争点
エ：1 民事

地方財政の適正を確保するために地方自治法242条の2が規定する住民訴訟は、行政事件訴訟法2条の規定する基本的な訴訟類型のうちの「ア：民衆」訴訟の一例である。このような原告の権利利益の保護を目的としない訴訟は、一般に、「イ：客観」訴訟と呼ばれるが、こうした訴訟は、法律が特別に認めている場合に限って提起できることとなる。ちなみに、行政事件訴訟法45条の規定する「ウ：争点」訴訟は、同法2条の規定する訴訟類型のいずれにも属しない訴訟であるから、行政事件訴訟ではないが、行政処分の効力を前提問題として争う「エ：民事」訴訟である。

問題 2 行政上の義務の履行確保手段に関する次の文章の空欄ア～エに当てはまる言葉を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。2006

□□□□□

行政代執行法によれば、代執行が行われるのは、アの場合に限られるので、その他の義務の履行確保については、別に法律で定めることを必要とする。例えば、代執行以外の義務の履行確保手段の一つとしてイが挙げられるが、これは、義務者の身体又は財産に直接実力を行使して、義務の履行があった状態を実現するものである。

イに類似したものとして、ウがある。ウも、直接私人の身体又は財産に実力を加える作用であるが、義務の履行強制を目的とするものでないところにその特徴がある。ウの例としては、警察官職務執行法に基づく保護や避難等の措置などが挙げられる。

さらに行政上の義務の履行確保手段には、間接的強制手段として、行政罰がある。その中でエは、届出、通知、登記等の義務を懈怠した場合などに科される罰である。

- | | | |
|----------|-------------|-----------|
| 1 反則金 | 2 課徴金 | 3 直接強制 |
| 4 法定受託事務 | 5 執行罰 | 6 自治事務 |
| 7 秩序罰 | 8 即時強制 | 9 金銭給付義務 |
| 10 行政刑罰 | 11 機関委任事務 | 12 直接執行 |
| 13 自力執行 | 14 非代替的作為義務 | 15 間接強制 |
| 16 滞納処分 | 17 代替的作為義務 | 18 職務命令違反 |
| 19 不作為義務 | 20 延滞金 | |

- 問題 2 ア：17 代替的作為義務 イ：3 直接強制
 ウ：8 即時強制 エ：7 秩序罰

行政代執行法によれば、代執行が行われるのは、**ア：代替的作為義務**の場合に限られるので、その他の義務の履行確保については、別に法律で定めることを必要とする。例えば、代執行以外の義務の履行確保手段の一つとして**イ：直接強制**が挙げられるが、これは、義務者の身体又は財産に直接実力を行使して、義務の履行があった状態を実現するものである。

イ：直接強制に類似したものとして、**ウ：即時強制**がある。**ウ：即時強制**も、直接私人の身体又は財産に実力を加える作用であるが、義務の履行強制を目的とするものでないところにその特徴がある。**ウ：即時強制**の例としては、警察官職務執行法に基づく保護や避難等の措置などが挙げられる。

さらに行政上の義務の履行確保手段には、間接的強制手段として、行政罰がある。その中で**エ：秩序罰**は、届出、通知、登記等の義務を懈怠した場合などに科される罰である。

- 1 債務者がその[A]に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の[B]及び[C]に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない(民法415条1項)。

[A] □□□□□

[B] □□□□□

[C] □□□□□

- 2 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって[A]の賠償をさせることをその目的とする(民法416条1項)。

特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を[B]は、債権者は、その賠償を請求することができる(民法416条2項)。

[A] □□□□□

[B] □□□□□

- 1 債務者がその **A：債務の本旨** に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の **B：発生原因** 及び **C：取引上の社会通念** に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない（民法415条1項）。
- 2 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって **A：通常生ずべき損害** の賠償をさせることをその目的とする（民法416条1項）。

特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を **B：予見すべきであったとき** は、債権者は、その賠償を請求することができる（民法416条2項）。

- 3 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の[A]権利及び[B]を禁じられた権利は、この限りでない（民法423条1項）。

債権者は、その債権の[C]間は、被代位権利を行使することができない。ただし、[D]は、この限りでない（民法423条2項）。

債権者は、その債権が[E]により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない（民法423条3項）。

[A]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[B]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[C]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[D]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[E]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 4 名誉侵害を理由とする慰謝料請求権は、原則として、代位の対象とならない。ただし、[A]が当事者間において[B]したとき、又は[C]したときは、慰謝料請求権も代位の対象となる（最判昭和58.10.6）。

[A]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[B]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[C]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 3 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の **A：一身に専属する** 権利及び **B：差押え** を禁じられた権利は、この限りでない（民法423条1項）。

債権者は、その債権の **C：期限が到来しない** 間は、被代位権利を行使することができない。ただし、**D：保存行為** は、この限りでない（民法423条2項）。

債権者は、その債権が **E：強制執行** により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない（民法423条3項）。

- 4 名誉侵害を理由とする慰謝料請求権は、原則として、代位の対象とならない。ただし、**A：具体的な金額** が当事者間において **B：客観的に確定** したとき、又は **C：被害者が死亡** したときは、慰謝料請求権も代位の対象となる（最判昭和58.10.6）。

2006 問題45

売買契約において買主が売主に解約手付を交付した場合に、このことによって、買主は、どのような要件のもとであれば、売買契約を解除することができるか。40字程度で記述しなさい。

□□□□□

正解例

相手方が契約の履行に着手するまでに、手付を放棄して、契約解除の意思表示をする。(39字)

買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない(民法557条1項)。

売買契約において買主が売主に解約手付を交付した場合、買主が売買契約を解除するには、次の要件を満たす必要がある。

- ① 手付を放棄すること。
- ② 相手方が契約の履行に着手する前であること。

2006 問題46

AはBに対して3000万円の貸金債権を有しており、この債権を被担保債権としてB所有の建物に抵当権の設定を受けた。ところが、この建物は、抵当権設定後、Cの放火により焼失してしまった。BがCに対して損害賠償の請求ができる場合に、Aは、どのような要件のもとであれば、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことができるか。40字程度で記述しなさい。

□□□□□

正解例

CがBに対して払い渡す前に、損害賠償請求権をAが差し押さえなければならぬ。(38字)

抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。

ただし、抵当権者は、その払渡し又は引渡しの前に差し押えをしなければならない(民法372条、304条1項)。

本問の場合、抵当権者Aが、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすには、次の要件を満たす必要がある。

- ① 損害賠償請求権を差し押さえること。
- ② 差し押えが払渡しの前であること。